

第3号

世羅郡三町



# 合併協議会だより



合併の期日は  
「平成16年10月1日」

だんじり仁輪加狂言  
甲山町無形文化財

甲山廿日胡祭り

平成14年12月25日(水)世羅文化センターにおいて、第3回世羅郡三町合併協議会を開催しました。

今回の協議で、「合併の期日」のほか、「新町の名称について」、「新町の事務所の位置について」等を協議しました。

## 第3回

# 世羅郡三町合併協議会



第3回協議会を世羅文化センターで開催しました。今回の協議会では、合併の期日について、平成16年10月1日とすることを確認しました。また、新町の名称、新町の事務所の位置についても協議され、それぞれ、小委員会において審議し、協議会で決定することを確認しました。

### 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
  - ① 会議録署名委員の指名
  - ② 協議事項
  - ③ 提案事項
  - (4) その他

### 会議録署名委員の指名

今協議会会議録の署名委員は、永田英則委員、徳光義昭委員、前原春夫委員を選任しました。

### 協議事項

#### 協議第10号 合併の期日について

合併の期日について、次のとおり確認しました。  
「合併の期日は、平成16年10月1日とする。」

#### 協議第11号 新町の名称について

新町の名称について、次のとおり確認しました。  
「新町の名称については公募するものとし、小委員会にお

いて新町の名称の候補を数点選定した上、協議会で決定する。  
なお、公募方法及び選定基準についても、小委員会からの報告をもとに協議会で決定する。」

#### 協議第12号 新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について、次のとおり確認しました。  
「新町の事務所の位置は、小委員会を設置し協議するものとし、小委員会において最もふさわしい位置を選定し、協議会で決定する。」

#### 協議第13号 第4回世羅郡三町合併協議会の日程について

第4回の協議会は、平成15年1月29日(水)午後1時30分

から、せらにしタウンセンタ  
ーで開催することを確認しま  
した。

## 提案事項

第4回協議会で協議する事  
項を提案しました。

### 協議第14号 町、字の区域及び名 称の取扱いについて

町、字の区域及び名称の取



扱いについて、次のとおり提  
案しました。

「3町の字の名称及び字の  
区域は現行どおりとし、新町  
に引き継ぐ。」

### 協議第15号 財産及び債務の取扱 いについて

財産及び債務の取扱いにつ  
いて、次のとおり提案しました。

「(1) 3町の所有する財産、  
公の施設及び債務は、すべて  
新町に引き継ぐ。」

(2) 世羅町大字津口財産区  
有の財産は、財産区有財産と  
して新町に引き継ぐ。」

### 協議第16号 町の慣行の取扱いに ついて

町の慣行の取扱いについて、  
次のとおり提案しました。

「(1) 町章、町花、町木、町歌、  
シンボルキャラクター、町民  
憲章、宣言、表彰については、



新町において調整する。

(2) 名誉町民は新町に引き  
継ぐ。」

### 協議第17号 広報広聴関係事業の 取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱い  
について、次のとおり提案し  
ました。

「(1) 広報関係については、

次のとおり取り扱う。

① 広報紙については、月1回  
発行し、全世帯へ配布するよ  
う合併時に調整する。

町外の配布先についても、  
従来の情報提供が低下しない  
よう合併時に調整する。

② 防災行政無線放送の放送時  
間及び回数等については、合  
併時に調整する。

③ ホームページについては、

新町において新たに開設する。

(2) 広聴関係については、  
次のとおり取り扱う。

① 行政地区別懇談会は新町に  
おいて調整し、住民の行政に  
対する意見・要望等の広聴手  
段は新町において十分配慮す  
る。

② 相談業務は、現行の相談業  
務が実施できるよう新町にお  
いて調整する。」



第2回協議会での講演の内容についてご紹介いたします。

■ 演題 「合併協議会の役割」

■ 講師 広島県地域振興部市町村分権総室長

石原 照彦さん



はじめに

皆さんこんにちは。広島県地域振興部市町村分権総室長の石原です。  
今日は、特に委員さんのなかでも住民代表の皆様に、重点にお話をさせていただきたいと思えます。

合併で一番大切なこと

合併協議で一番大切なことは、この協議がオープンであるということ。ここで協議していることの情報、ここで議論する将来のビジョン、構想を地域の皆さんが共有し、これなら将来孫子の代までやっていけるという理解があつて初めて合併の意義があるのではないかと思っております。

協議会の役割

合併協議会の役割は、これから3町が一つの町として、将来に向けて合併して、この地域をどうするかということを考えていく非常に大事な会合です。色々なことを協議し

1 行政の理解

なければならぬので、大変重要で責任の重い仕事だと思えますが、今まで3つの町に分かれて色々なことをやってきたものを一つの地域として一つの町として、これから先の15年先、20年先を考え、新しいものを作っていくかなければなりません。  
そのためには、発想を変えていく必要があると思えますが、そのための4つの提案を今日はさせていただきますと思います。

1つ目は、特に住民代表の皆様にお願したいことですが、行政に関心というか、疑問を持ってほしいということ。今ある行政としての役場

は何をしているのかということを知っておかないと、なぜ今、合併なのかということが理解できないんです。

消防、ごみの問題、福祉の問題、いろんなことがあります。これらのことがひとつの町ではなかなかやって行けなくなるという実情をまず知ってもらいたいと思います。

現在、国が、全国の各市町村を1年間維持するのに約20兆円かかっていますが、現在では、資金が13兆円ぐらいしかなく、残りは借金してまかなっているのが実情です。その借金も3年分ぐらい積み重ねられて、すでに現状では市町村の維持ができない状態になっています。

家計でいえば、借金が年収の3倍までも膨らんでいる状況です。このような大変な状況になるまで、皆さんがこうして関心を持たずにやってこられたのは、国が何とか財源措置をしてくれていたからです。しかし、今からこのシステムでは、自分の子どもや孫の代になつたらもうどうしよう

もなくならないという事をよく理解していただきたいと思います。

## 2 利害調整をする

2つ目は協議会の会議で、皆さんに「利害調整」をしていただきたいと思えます。

これまでは隣町に温泉があればうちも作らなければというふうな「利益調整」が行われてきました。確かに今までは「うちは温泉は他のところがあるからいいよ」では町長は選挙に落ちてしまうような、日本全体がそのような構図でした。経済成長があつて、人口増加があつて、いわゆる拡大の方向でどんどん行ける時代でした。しかし今からは、やれることとやれないことを選択をきつちりとしていかないといけない時代になってきます。そこで皆さんには、合併の利益、メリットがどのように町民にあるのかを判断基準に「利害調整」をしていただきたいと思えます。

## 3 長期的な視点をもつ

3つ目は、長期的な視点でこの合併を考えるということ

です。今ある制度は、15年、20年先には全く変わってくると思えます。今の制度の中で、損得や有利・不利を考えるのではなく、自分の子どもや孫に行政サービスをどうしたら維持できるかという長期的な姿勢にたつて考えていただきたいと思えます。20年前には、大変珍しかった「コンビニ」や「宅急便」は、今はもう当たり前になっています。今後はもう当たり前になつていきますし、情報も自宅に居ながらにして収集できる時代です。15年先、20年先にこの合併によつて行政サービスが維持されるよう議論を進めていただきたいと思えます。

## 4 大局観をもつ

最後は「大局観をもつ」ということです。合併によつて3町それぞれではなく、世羅郡全体に希望が持てるかどうか、

この地域一帯をどうやって振興させていくのか、そのことを住民の皆さんが自主的に考えた結果の合併であつてもらいたいということです。

### 最後に

個々の町の事情は違いますので、協議の内容も複雑多岐にわたると思いますが、最初に申し上げましたとおり、合併というのは住民の皆さんが本当に自分たちの地域を考え、共通の理解をもたなければなりません。合併して役場がなくなつたり、町長がいなくなつても、そこに住んでいる住民は絶対に不便にならないようにしなければならぬことがこの合併の最大の目標です。そのために皆様には、先ほど述べた4つの観点で、ぜひ有意義な協議を進めていただければと思います。すばらしい合併ができることを期待して話を終わりたいと思えます。

# 合併協定項目 協議状況

12月25日現在

## ■合併協定項目■

項 目	提案	確認
① 合併の方式	10/16	11/25
② 合併の期日	11/25	12/25
③ 新町の名称	11/25 (一部)	12/25 (一部)
④ 新町の事務所の位置	11/25 (一部)	12/25 (一部)
⑤ 町、字の区域及び名称の取扱い	12/25	
⑥ 財産及び債務の取扱い	12/25	
⑦ 町の慣行の取扱い	12/25	
⑧ 事務機構及び組織		
⑨ 条例、規則の取扱い		
⑩ 議会議員の定数及び任期の取扱い		
⑪ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
⑫ 地方税の取扱い		
⑬ 一般職員の身分の取扱い		
⑭ 特別職の身分の取扱い		
⑮ 一部事務組合等の取扱い		
⑯ 使用料、手数料等の取扱い		
⑰ 公共的団体等の取扱い		
⑱ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い		
⑲ 国民健康保険事業の取扱い		
⑳ 介護保険事業の取扱い		
㉑ 消防の取扱い		
㉒ 電算システム事業の取扱い		
㉓ 各種福祉制度の取扱い		
㉔ 水道(簡易水道)事業の取扱い		
㉕ 下水道事業の取扱い		
㉖ 町立学校の通学区域の取扱い		
㉗ 広報広聴関係事業の取扱い	12/25	
㉘ 納税関係の取扱い		
㉙ 防災関係の取扱い		
㉚ 保健衛生の取扱い		
㉛ 公の施設の取扱い		
㉜ 人権対策の取扱い		
㉝ 農林水産業関係事業の取扱い		
㉞ 商工観光関係事業の取扱い		
㉟ 建設関係事業の取扱い		
㊱ 学校教育関係の取扱い		
㊲ 社会教育関係の取扱い		
㊳ 社会福祉協議会の取扱い		
㊴ その他の行政サービスに係る各種取扱い		
㊵ 新町建設計画	10/16 (一部)	10/16 (一部)

平成15年1月10日

■発行:世羅郡三町合併協議会 ■編集:世羅郡三町合併協議会事務局

〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原124-2 電話0847-25-5141 FAX0847-22-5921

## 第4回合併協議会 開催日程

日時

平成15年1月29日(水)  
午後1時30分

場所

せらにスタウンセンター

●協議会は傍聴できます

(会場の都合により人数が  
制限される場合があります。)

## 協議会の動き

12月

- 3日 第3回総務企画部会
- 4日 第3回産業部会
- 4日 第3回福祉生活環境部会
- 5日 第3回建設部会
- 5日 第3回教育文化部会
- 11日 第3回世羅郡三町合併協議会幹事会
- 25日 第3回世羅郡三町合併協議会



## ホームページを開設しました

協議会の組織体制や規約、協議項目、会議録等を見ることができます。

アドレス

<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

## 表紙写真のご紹介

300年以上の伝統を誇る祭りは毎年8月19・20日の2日間であまの山の本通を中心に練りひろげられます。特に路上で演じる「にわか狂言」は、その年の話題を題材にした熱演が見ものです。